

株式会社東芝
原子力技術研究所使用施設(N28-2)
平成30年度第4回保安検査報告書

令和元年5月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間		
(2) 保安検査実施者		
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目		
(2) 追加検査項目		
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価		
(2) 検査結果		
(3) 違反事項		
4. 特記事項	4

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細は別添参照)

平成31年2月25日(月)

(2) 保安検査実施者

川崎原子力規制事務所

原子力保安検査官 清水 春雄 他

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、関係者聴取、資料検査及び現場立入りにより保安規定の遵守状況の確認を行った。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

- ①核燃料物質の貯蔵及び管理に係る検査
- ②記録及び報告(定期報告含む)に係る実施状況検査

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の検査においては、「核燃料物質の貯蔵及び管理に係る検査」及び「記録及び報告(定期報告含む)に係る実施状況の検査」を検査項目として、資料確認及び聴取等によって検査を実施した。

その結果、核燃料物質の貯蔵及び管理については、以下の点について確認した。

- ・核燃料物質の貯蔵及び管理に関して記載している保安規定及びその細則を制定・改定する場合は、保安規定第5条に基づき、放射線安全委員会の審議及び核燃料取扱主務者(以下「主務者」という。)の同意を得て実施していること。
- ・N28-2の担当部長は、保安規定第18条に定めた核燃料物質の貯蔵及び管理の実施に先立って、保管管理に係る業務計画を放射線管理室長(以下「放管長」という。)の協力を得て作成し、研究所長は主務者の意見を確認し承認していること。
- ・管理区域責任者は、定期自主検査放射線作業計画について放管長の審査、主務者の同意を得てから承認していること。
- ・作業員、貯蔵施設及び設備は日常的な巡視及び点検を行っており、放管長は異常や震度4以上の地震が発生した場合は主務者、管理担当部並びにN28-2担当部長に異常事象の有無報告していること。
- ・管理記録に添付等の記載がある場合は、作成された記録と同様のファイルで組織的に管

理を実施している。

- ・液体状の核燃料物質は、腐食や破損等が生じる恐れが無く浸透しにくい材質のケミカルドラム缶を使用しており適切な貯蔵を実施している。

記録及び報告に係る実施状況については、以下の点について確認した。

- ・保安品質記録の作成については、品質保証計画書に基づき「第2表 記録保管一覧表」の記録を作成しており、各職位に回覧を行い、捺印行って内容の確認を実施していることを、「N28-2品質保障計画書(平成30年6月22日改訂)」の資料及び関係者の聴取により確認した。
- ・通年にわたり進捗確認を要する可能性のある予防措置及び是正措置に関しては、マネジメントレビューの中で進捗を管理していることを、「平成29年度マネジメントレビュー記録(平成30年3月16日)」等の記録、関係者聴取により確認した。
- ・原子力規制庁等へ報告及び提出する必要がある書類については、担当者とは別に提出図書一覧を作成し、研究所長主催で毎週行われる運営会議に幹部が出席し定期的にチェックすることで報告漏れを防ぐ等の工夫を行っていることを、「提出図書一覧」の記録、関係者聴取により確認した。
- ・原子力技術研究所(以下「原子力研」という。)文書を発出する場合は、各職位は文書審査要領に従い確認が行われていること。なお、調査者は放管長、管理担当部長、主務者で、承認者は研究所長が行っていることを、「[原子力研]文書審査要領(平成16年4月14日)」の資料及び関係者聴取により確認した。

上記のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

(2) 検査結果

①核燃料物質の貯蔵及び管理の実施状況

N28-2施設における核燃料物質の貯蔵及び定期貯蔵点検等が保安規定及び下部規定に従い適切に実施されているか確認した。

核燃料物質の貯蔵及び管理に関して記載している保安規定については、平成30年4月1日付けで、「核燃料物の事業所外搬出」に関する保安規定(N28-2)の改正を行っており、当該保安規定第5条に基づき、放射線安全委員会の審議及び主務者の同意を得て実施している。また、N28-2の担当部長は、保安規定第18条に定めた核燃料物質の貯蔵及び管理の実施に先立って、保管管理に係る業務計画を放管長の協力を得て作成し、研究所長は主務者の意見を確認し承認していることを、「放射線安全委員会議事録(平成29年11月29日)」、「保管管理業務計画(2018年3月23日)」等の記録及び関係者聴取により確認した。

- ・貯蔵及び管理にあたっては、作業者が放射線作業計画を作成し、管理区域責任者が、放管長の審査及び主務者の同意をえてから承認を行っていること。

- ・作業者は貯蔵施設及び設備について日常巡視及び点検を行っており、放管長は異常や震度4以上の地震が発生した場合は主務者、管理担当部並びにN28－2担当部長に報告していることを、「N28－2点検記録(平成30年2月22日)」及び「地震等の異常時における放射線施設・設備点検結果報告(平成30年7月9日)」等の記録及び関係者聴取により確認した。
- ・核燃料物質の管理は、内容物が粉体状かペレットかなどの形態を確認するような開放点検等を行う使用許可を有していないことから、内容物を内容容器に収納し、蓋をして封印した状態を維持することで内容物が容器の外に飛散しない管理を行っており、さらに外容器となるドラム缶に容器番号を付けて管理を行っていること。
- ・液体状の核燃料物質は、腐食や破損等が生じる恐れが少なく、液状物質が浸透しにくい材質のケミカルドラム缶を使用しており、内部の液体状の核燃料物質が外に漏れ出さないように適切な貯蔵を実施していること。
- ・放管長は、定期貯蔵点検を年1回以上行うこととしており、平成30年度は平成30年11月29日に実施し、核燃料物質が健全な状態で保管されていることを確認していること、点検の結果をとりまとめ、管理担当部長、主務者及び研究所長に報告していることを、「定期貯蔵点検実施結果(平成30年12月11日)」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。

②記録及び報告(定期報告含む)に係る実施状況

N28－2施設の保安活動の内部報告、法令に基づいた定期報告に係る文書の作成及び審査・承認過程における進捗管理等が個人管理ではなく組織活動の一環で管理が実施されているか確認した。

- ・品質記録の作成については、品質保証計画書に基づき「第2・表 記録保管一覧表」の記録を作成しており、各職位に回覧を行い、最終的な承認に限らず、内容を確認する上で必要な資料を添付し、捺印行って内容の承認を実施していることを、「N28－2品質保障計画書(平成30年6月22日改訂)」の資料及び関係者聴取により確認した。
- ・予防措置及び是正措置を要する事案で通年にわたり進捗確認を要するものについては、マネジメントレビューの中で進捗を管理していることを「平成29年度マネジメントレビュー記録(平成30年3月16日)」等の記録、関係者聴取及び現場立入りにより確認した。
- ・原子力規制庁へ報告及び提出する必要がある書類については、担当者とは別に提出図書一覧を作成し、研究所長主催で毎週行われる運営会議に幹部が出席し、進捗を定期的にチェックすることで報告漏れを防ぐ等の工夫を行っていることを、「提出図書一覧」の記録、関係者聴取により確認した。また、管理記録に添付等の記載がある場合は、作成された記録と同じファイルで組織的に管理を実施していること。
- ・原子力研として文書を発出する場合は、各職位は文書審査要領に従い確認が行われていること。なお、調査者は放管長、管理担当部長、主務者で、承認者は研究所長が行っていることを、「[原子力研]文書審査要領(平成16年4月14日)」の資料及び関係者聴取により確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反は認められなかった。

(3)違反事項

なし

4. 特記事項

なし

(別添)

保安検査日程

月日	2月25日(月)	備考
午前	●初回会議 ○核燃料物質の貯蔵及び管理の実施状況	
午後	○記録及び報告(定期報告含む)の実施状況 ○現場確認 ●チーム会議 ●まとめ会議	

注)○:基本検査項目、◇:抜き打ち検査項目 ●:会議等